

種苗法に基づく種子の表示における違反の事例

- (1) 種苗法第59条(指定種苗の表示)第1項第2号に違反する事例
種苗商品の包材の証票に作物名や品種名を表示していないものがありました

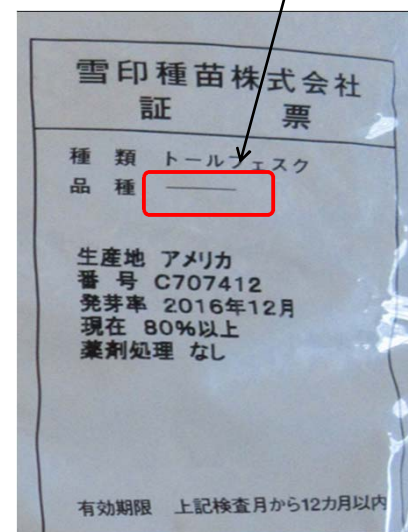
< 牧草の証票の品種欄に「—」と記載していた事例 >

【おもて面】



【裏面・証票】

証票の品種の欄に「—」と表示しておりました



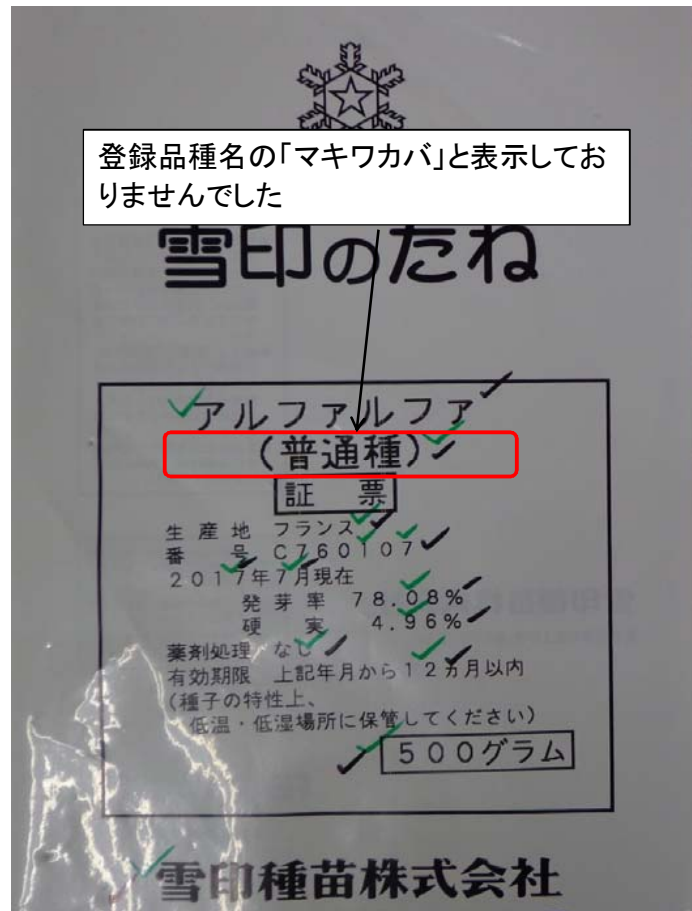
※生産地、番号、発芽率は、包装時にプリンターで印字するため、包装前の包材には表示されておられません。

(2) 種苗法第22条(登録品種の名称を使用する義務等)第1項に違反する事例

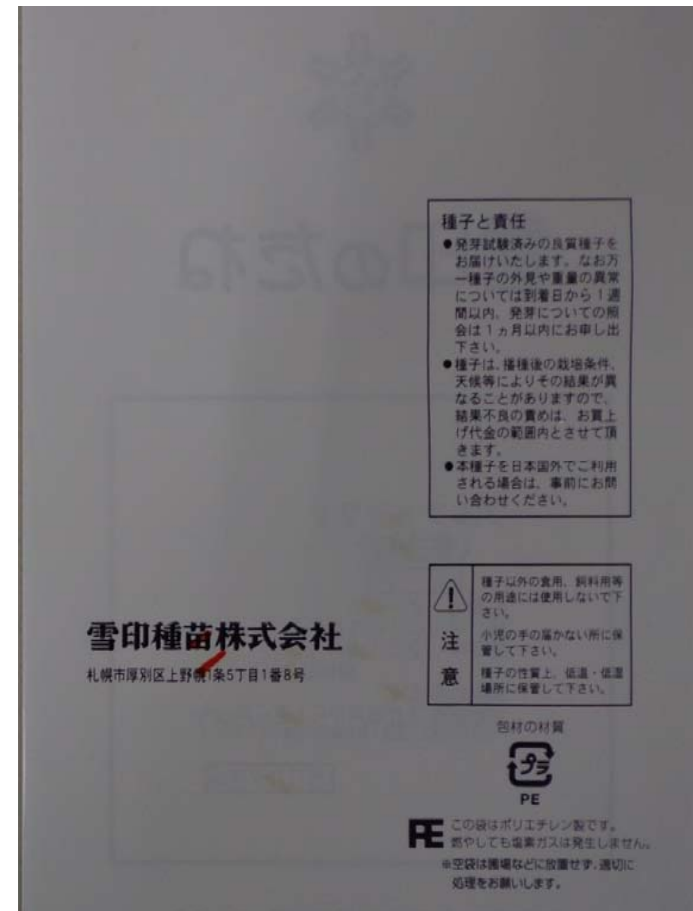
登録品種の種子を含む商品に登録品種名を表示せず、包装に「普通種」や「緑肥用」等と表示しておりました

＜牧草の登録品種「マキワカバ」を「普通種」に使用した際の登録品種名称の記載漏れの事例＞

【おもて面】



【裏面】



- (3) 種苗法第56条(登録品種以外の品種の登録表示禁止)第1号に違反する事例
育成者権の存続期間の満了後も「品種登録の番号」を表示しているものがありました

＜ 牧草の登録品種「アッケシ」の包装に登録期間満了後も誤って品種登録番号を表示していた事例＞

【おもて面】



【裏面・証票】

